

任期付職員(育休代替)の募集について

項 目	募 集 内 容
勤 務 先	関東信越厚生局健康福祉部食品衛生課
勤 務 地	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階
職 務 内 容	一般行政事務で庶務的業務を含む食品衛生課での次のような業務 <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法の登録検査機関の監視業務 ・HACCPによる衛生管理の監督業務 ・輸出食品に関する衛生証明書発行業務 ・その他食品衛生課の所管する業務
募 集 人 員	1人
任用予定期間	平成30年8月1日～平成31年3月31日 ※契約更新の可能性有(条件有)
勤 務 時 間	8時30分～17時15分又は9時00分～17時45分(休憩時間60分)
勤 務 日	週5日(完全週休2日(土・日)制、祝祭日は休み)
給 与	毎月の基本給 163,600円～(当方給与規程により職歴、経験等を考慮) その他、期末手当、勤勉手当、地域手当、通勤手当、住居手当等支給(正職員と同様) 共済組合加入
応 募 方 法	事前に電話連絡の上、履歴書(写真貼付)、職務経歴書等を提出してください。 郵送の場合は、封筒に「任期付職員応募(食品衛生課)」と朱書きして送付してください。 応募者多数となった時点で応募を締め切らせていただく場合があります。 なお、合否にかかわらず、送付いただいた履歴書等は返送いたしませんので、ご了承ください。(不採用の場合、当方で責任を持って廃棄いたします。) 書類選考の上、筆記試験・面接試験の日程をご連絡いたします。 応募の締め切りは 平成30年7月5日(木)(必着) です。
応 募 資 格 等	次の知識、経験及び資格を有する者 (1)食品衛生監視員(食品衛生法施行令第9条第1項) (2)マイクロソフトオフィスソフト等の書類を作成、編集が可能であること。 (3)協調性があり、計算業務等を迅速・正確に行えること。 なお、以下に該当する方は、応募できません。 (1)日本国籍を有しない者 (2)国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 <ul style="list-style-type: none"> ・成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む) ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者 ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
照 会 先	電話 048-740-0711(代表) 担当:中野(なかの)、浦野(うらの)
書 類 送 付 先	〒330-9713 さいたま市中央区新都心1-1さいたま新都心合同庁舎1号館7階 関東信越厚生局 総務課 人事・給与係
備 考	・国家公務員法に基づく守秘義務や兼業制限等が適用されます。 ・応募の秘密は厳守します。 ・必要に応じて残業があります。(月5時間から10時間程度)